

つくばみらい市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（案）に対する
意見の内容および市の考え方

意見提出期間	令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）		
意見提出者数	2人	意見件数	9件

No.	意見項目	意見の内容	件数	市の考え方
1	P1 第1章1 計画策定の趣 旨について	<p>計画の策定にあたって本市では、「障害者権利条約」を実現するための近年の障がい者に係る制度改革や障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年度から令和2年度までの3カ年を計画期間とする「つくばみらい市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」（以下「前計画」という。）を一体的に策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。</p> <p>とありますが、障がい者施策を総合的、計画的に推進しているのは、「第3期つくばみらい市障がい者計画」ではないですか？</p>	1件	<p>■次のとおり修正します。</p> <p>説明文を分かりやすくするため、以下のとおり修正いたします。</p> <p>〈以下を修正〉</p> <p>P1 2～4行目</p> <p>「つくばみらい市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」（以下「前計画」という。）を一体的に策定し、障がい福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策等を定め、障がい福祉サービスが計画的に提供されるよう取り組んできました。</p>
2	P2 第1章2 計画の位置づ けと計画期間 等（1）法令等 の根拠につい て	<p>（1）法令等の根拠</p> <p>3つの根拠法だけではなく、障害者を取り巻く制度改革の動きも掲載すべきではないか。</p> <p>障害者虐待防止法 優先調達推進法</p>	1件	<p>■原案どおりとします。</p> <p>ここでは計画の「法令等の根拠」を示しておりますので、それぞれの計画の根拠法令を記載しております。よって、制度改革の動きを記載する必要はないと考えます。</p>

		<p>難病の患者に対する医療等に関する法律 障害者雇用促進法の改正 差別解消法 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 など</p>		
3	<p>P3 第1章2 計画の位置づけと計画期間等(2)計画の位置づけについて</p>	<p>本市の上位計画である「第2次つくばみらい市総合計画」との整合性を図ります。</p> <p>とありますが、第2次つくばみらい市地域福祉計画を加えるべきと思う。</p> <p>当市の上位計画である「第2次つくばみらい市総合計画」や「第2次つくばみらい市地域福祉計画」を始めとした関連分野における計画との整合性を図るものである。</p>	1件	<p>■原案どおりとします。</p> <p>本計画の上位計画は「第2次つくばみらい市総合計画」のみとなります。</p>
4		<p>P4 つくばみらい市障がい者計画の中間評価とあるが、それも掲載すべきと考える。</p> <p>本来ならば、見直しをすべきだったと思う。そうすることで一体的な障がい者計画になったと思う。</p> <p>また、中間評価は、策定委員会でなされたのか？会の議事次第にない。また議事録もない。中間評価した証拠を示してください。</p>	1件	<p>■原案どおりとします。</p> <p>本計画は、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」となりますので、「障がい者計画」の中間評価を掲載する予定はありません。</p> <p>なお、一体的な見直しは、次回(令和6年3月)行う予定です。</p>

5	P18 第3章3 計画の具体的な目標(2)計画の位置づけについて	<p>相談支援体制の充実・強化等</p> <p>②地域の相談支援体制の強化 相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取り組みを継続することを基本とします。</p> <p>とありますが、新規なのに継続というのはどういう意味か？</p> <p>・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保が新規であると思われるが。</p>	1件	<p>■次のとおり修正します。</p> <p>P12に、「新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標が求められています」とありますが、新規というのは追加となった成果目標という意味で新規と記載しました。</p> <p>ご指摘のように、新規なのに継続と誤解を招きかねませんので、P18の「(6) 相談支援体制の充実・強化等 新規」を「(6) 相談支援体制の充実・強化等追加」に「(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 新規」を「(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 追加」に修正いたします。</p>
6	P49 第6章1 障害児通所支援(1)児童発達支援について	<p>障害児通所支援の(1)児童発達支援の第2期の見込量の見直し</p> <p>令和3年度から令和5年度の実利用者数と延利用者について、それぞれ40人と200人となっていますが、どちらの数字も段階的に増やしたほうが良いのではないかと考えます。</p> <p>理由) 計画では、「今後は横ばいの推移となることが予想される」とあるが、以下の理由で年々増加すると予想されるため。</p> <p>1) TXの沿線開発が進み、</p>	1件	<p>■原案どおりとします。</p> <p>児童数は年々増加すると見込まれるとの仮説ですが、令和2年4月1日現在の就学前の児童数は6歳時をピークに減少とってきています。母子手帳発行数を見ても、ピークは過ぎているため、仮説は成立しないと考えます。</p> <p>児童発達支援の対象となる児童数は年々若干減少していくことを想定していますが、児童数に対する利用率は微増を想定しているため、実利用者数と延利用者数は原案どおりといたします。</p>

		<p>児童発達支援の対象となる，就学前の児童数が年々増加することが予想される。全体の児童数が多くなれば，必然的に発達に支援の必要な児童数は増加すると見込まれる。</p> <p>2) 児童発達支援などの就学前の障害児通所支援のサービスは，3歳の誕生日を迎えた4月（年少）から就学前（年長）は幼児教育無償化が適応されている。そのため，利用者が増えることが見込まれる。</p>		
7	P52 第6章1 障害児通所支援（4）保育所等訪問支援について	<p>保育所等訪問支援第2期の見込みについて 令和5年度 実利用者数1人 延利用者数2人となっているが，この数を増やすことを提案します。</p> <p>具体的には，令和3年度から段階的に，1人・2人，3人・6人，5人・10人といったように。</p> <p>理由) 前回の計画で令和2年度 実利用者数1人，延利用者数2人として，実績値が0人となっていますが，前回の計画で達成されなかった検証が不十分であると思います。ぜひ，令和3年度には事業システムを稼働させ，年々利用者が増える計画になることを希望します。</p>	1件	<p>■次のとおり修正します。</p> <p>保育所等訪問支援については，近隣市の事業所でサービスを提供している状況を再考し，第2期の見込みを以下のとおり修正し，「見込み量と確保のための方策」の2つ目を「サービス見込量については，計画期間中において利用する児童がいることを想定し，数値を算出しました。」に修正いたします。</p> <p>〈以下を修正〉</p> <p>第2期の見込み 令和3年度 実利用者数0人→1人 延利用者数0人→2人 令和4年度 実利用者数0人→2人 延利用者数0人→4人 令和5年度</p>

				実利用者数 1 人→4 人 延利用者数 2 人→8 人
8	P54 第 6 章 2 障害児相談支援について	<p>障害児相談支援の第 2 期に見込みについて、令和 3 年度から令和 5 年度の実利用者数を増やすことを提案します。</p> <p>具体的には、児童発達支援と放課後等デイサービスの実利用者数をあわせた数を実利用者数の見込みとするとよいと思います。</p> <p>理由) 障害児通所支援を利用するすべての障害児が障害児相談支援を受けることを目標とするなら、見込み量を増やすべきであると思います。セルフプランの児童がいることから、少なく見積もっているのかもしれませんが、市としてすべての障害児は障害児相談支援のサービスを受けることが望ましいと考えるなら、就学前の児童発達支援の数と就学後の放課後等デイサービスの数を合わせた数を、障害児相談支援の見込み数とすべきであると考えます。</p>	1 件	<p>■次のとおり修正します。</p> <p>障害児相談支援については、ご指摘のとおり障害児通所支援を利用するすべての障がい児が利用することが望ましいと考えることから、以下のとおり修正いたします。</p> <p>〈以下を修正〉</p> <p>第 1 期の計画値・実績値（実利用者数） 実績値 78 人→144 人</p> <p>第 2 期の見込み（実利用者数） 令和 3 年度 110 人→180 人 令和 4 年度 120 人→190 人 令和 5 年度 130 人→200 人</p>
9		<p>計画全体に対する意見</p> <p>「つくばみらい市第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画」の評価がなされていない、アンケートもとったようだが、</p>	1 件	<p>「第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画」の評価については、毎年「障がい者支援協議会」において、前年度の評価を行っております。</p> <p>また、今回のアンケートは、「第</p>

		<p>それもないのはどうなのか？</p> <p>前計画の評価がないと新たな課題が見つからないと思う。また、障がい者基本計画が7年計画だったので、ここでは、中間評価ではなく、法の改正等もあるから、一体的に見直していくべきと考える。中途半端なものになっているように思う。</p>	<p>3期つくばみらい市障がい者計画（平成29年度～令和5年度）」が中間評価の時期を迎えたために実施したもので、現在策定しております「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」とは直接関係はございませんことをご理解ください。</p> <p>なお、「障がい者計画」は、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画であるのに対し、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき3年毎に策定する、障がい福祉サービスの確保に関する実施計画となっております。</p> <p>今回は、3年毎に策定している「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の策定・見直しとなりますので、一体的な見直しは、次回（令和6年3月）行う予定です。</p>
--	--	---	--